

# 建設水道常任委員会

平成25年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	岡村 智生	観光産業課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都市整備課長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	関口 修	上下水道部長	谷口 裕司
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、木田委員

委員長

皆さま、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

なお、小野委員からは少し遅れるとの連絡を受けております。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第47号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長

それでは、議案第47号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長

それでは、議案書の最終ページをご覧いただきたいと思っております。要旨に基づきご説明させていただきます。

斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例（要旨）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布されたこと及び地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。入居資格の拡大として、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による保護等を受けた者を町営住宅の入居資格者に追加するものです。

次に、延滞金の利率の見直しとして、現在の金利状況に合わせ、町営住宅の家賃に係る延滞金の利率を下げるものであります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

ご審査の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第50号、平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課 それでは、議案第50号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から271万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ14億1,838万3千円とするものでございます。

歳入歳出ともに給与減額支給措置等に伴います人件費の補正でございます。

それでは、主な補正内容につきましてご説明申しあげます。

予算書の予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算の補正でございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金で271万7千円を減額し、4億5,779万1千円に補正するものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。6ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費で216万6千円の減額、第2項下水道新設改良費で55万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

（ 補正予算書朗読 ）

下水道課 以上、議案第50号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ原案通どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 人件費の補正や言わはったと思うけど、多分、谷口部長の給料を水道と下水と半分ずつ分けてやって、なんかそういうことを聞いた覚えあるねんけど、それでええのかな。

下水道課長 今回、給与減額支給措置、平成24年度第3回斑鳩町議会定例会に上程いたしました、斑鳩町の一般の職員の給与の臨時特例に関する条例についてで議決されました、一般職員の給与を減額するという特例によりまして定めたものの人件費の補正でございます。

それに伴いまして、今、中川委員が申されたように、部長の給料の分を一部補正、改正する内容も入っておりますけども、主に給与減額支給措置によるものでございます。

部長の給料につきましては、上水道の会計と特別会計の半分半分で給料を支出いたしております。

中川委員 上半期、下半期に分けて半分半分なんか、毎月半分半分なんか、どっち。

下水道課長 上半期と下半期に分けまして、半分半分支払っております。

中川委員 それ、課長と部長と兼任してはるやん。今までの普通の部長やったらどっちから出まんの。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 私、今、兼務しておりますのは、上水道課長を兼務しておりまして、従来、単独の部長をやっておったときも、前期は上水道、後期は下期は下水道という形で配分させていただいておりました。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第52号、平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、議案第52号 平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算  
部長 (第1号)について、ご説明を申しあげます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

上下水道 それでは、補正予算書の実施計画によりご説明をさせていただきます。  
部長 補正予算書の3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございます。本年10月から水道料金を値下げいたしましたことから、第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益で2,250万円の減額。

次に、収益的支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用で給与減額支給措置並びに職員の配置換えに伴います人件費関係で191万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

その内訳といたしましては、第1目原水及び浄水費で408万7千円

の増額、第2目配水及び給水費で509万3千円の減額、第4目総係費で91万円の減額でございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

( 予算書朗読 )

上下水道 以上、議案第52号 平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第  
部長 1号）の説明とさせていただきます。

なにとぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんで  
しょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に下水道工事進捗状況についてでございます。

龍田4丁目地内の国道25号線歩道部において工事を進めておりました8工区-2工事が、11月29日に工事が完了し、12月10日に供用開始を予定いたしております。

なお、供用開始にあたりまして、公共下水道の利用ができるご案内を戸別にちらし配布いたしているところでございます。

その他の路線につきましては、11月の事前委員会で報告いたしました内容とおおむね変わりなく、順調に工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

11月の事前委員会で報告いたしております内容より変わっておりますのは、接続受付申請総数及び接続率となりますので、口頭によりご報告させていただきます。

平成25年11月末現在の接続申請受付総数は、2,860件となりました。事前委員会で報告いたしました10月末の状況から、31件の接続申請をいただき、平成25年度に入り145件、利用世帯総数が3,239世帯となっております。

接続率は、事前委員会より0.7%ふえ、66.2%でございます。

接続状況といたしましては、11月には主に、平成19年度から平成21年度に供用を開始しました法隆寺南1丁目、興留1丁目、五百井1丁目の区域と、興留5丁目の開発事業地から合計15件の接続申請をいただきましたことから接続件数が増えている状況でございます。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。



( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。初めに、工事の関係では、岩瀬橋周辺の工事の状況といたしまして、岩瀬橋の西側において一部未施工となっております。いかるがパークウェイ岩瀬橋の工事を行うために、旧の岩瀬橋の撤去が引き続き進められているというところでございます。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等についての地元調整でございますけれども、12月3日に三室地区自治会バイパス問題検討委員会役員の皆さまに奈良国道事務所より道路計画等の説明がなされ、計画についての協議を行われたところでございます。

次に、今後、いかるがパークウェイ計画に伴う環境に関する地元調整を進めるための基礎調査として、いかるがパークウェイ計画予定地周辺の稲葉西で2か所、興留4丁目で1か所において、自動車交通の騒音及び振動の測定調査が12月の5日から6日にかけて実施されております。

次に、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望についてでございますが、11月25日には国土交通省本省へ町長がまいりまして要望を行ったところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業でありますけれども、国道25号取付け部分において残っております1件の関係につきましては、マンション管理会社担当者と協議を行ってまいりまして、補償費を含めた交渉が進展しつつある中で、細部の交渉を行っているところであります。また、

平行して、面積を確定するために必要となる国道の境界明示に関しましても、土地所有者より申請書への押印をいただき明示申請を行ったところであり、立会日も決定をいたしております。

こうして交渉が進展している状況の中ではありますが、事務手続き上時間を要することから、本定例会ではなく、改めて臨時議会の開催をお願いして、補正予算についてご審議の上、契約を締結してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、②の都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 岩瀬橋の工事のところ、今、もうガードマンの方はついておられないのかなというふうに思うんですけども、東側のほうから岩瀬橋に向かうところですね、今までは左折もできなかつたんで通行止めになってましたけども、今、左岸側を通過して南に下っていける、稲葉車瀬のところからくると左折できるようになっているんですけども、あそこ何か、まっすぐ行かれる方は右側から入ってくださいよとか、そういう案内、できたらちょっとしてほしいなと思うんですけど。昨日もこう通ったら、よくわからないまま皆、まっすぐ行ってしまいうんですね。そしたら結構連なっていってましたんでね。それでこうぐるっと左のほうから回っていくという形になってましたんで、直進される方はこう右に折れてくださいよという案内があればスムーズに流れるかなとちょっと思ったんですけども。ガードマンがおられないんですしたら、何かそういう案内をしていただけないかなと思ったんですけども

都市整備課長 そうですね、案内の表示につきましては、常日ごろからわかりやすいようにということで業者のほうにも指導させていただいておるんですけども、奈良国道とも調整させていただいて、そこらあたり、わかりづら

い部分につきましては改善するよう求めていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにないですか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、報告させていただきます。

駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5 号線の関係でございますけれども、前回の委員会で報告しておりました、路線東側で残っていた 1 件のところについて、暫定的にこの部分を整備するための工事でございますけれども、1 1 月 2 5 日から現地での工事を実施中ございまして、近々完了する見込みとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ここで、いつもでしたら各課報告をいただくところですが、今回は、

特段の報告事項としてあげるものがないということですので、よろしく  
お願いいたします。

そのほかに、理事者側から何かございませんか。 清水観光産業課長。

観光産業  
課長

1点だけ、斑鳩市の開催についてご報告させていただきます。

今回の開催で第5回目を数えまして、例年多くの来場者で賑わって  
おります。

開催日時につきましては、聖徳太子の命日であります2月22日の土  
曜日と23日の日曜日の2日間で、初日は午前10時から午後4時まで、  
23日が午前10時から午後3時までとしております。

場所は、例年と同じく法隆寺観光自動車駐車場で実施いたします。

町内の物産の展示販売を中心に行う「市」の形態をとっており、また、  
友好都市、交流都市等にも物産展に参加していただき、出店規模数は約  
75区画を予定いたしております。

詳しくは、2月1日の広報でチラシの各戸配布をさせていただきます  
ので、よろしくお願いいたします。

以上で、斑鳩市開催の報告とさせていただきます。

委員長

ただいま報告いただきましたことにつきまして、何か質疑等がござい  
ましたらお受けいたします。 ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、続きまして、その他について、各委員から質疑・ご意見等  
がありましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員

11月の19日の予備審査の委員会です。私は、町営住宅の残っ  
ている部分の耐震補強についてですね、副町長に、ちょっとこういう場  
合はどないなるのか、地震きて家潰れてそこに入っておられる方が亡く  
なったりとか、そういう被害出たときにどうなるのかなど。そうしたら

副町長は、弁護士さんに一遍聞いときますわ言うて、言うておられたんですねんけども。

現在、この3地域ですか、東興留に正隆寺に高塚町、これ、何軒でどんだけの人が住んでおられるのかちょっとわかりませんねんけどね、だけどやっぱりほかの公共の建物については積極的に耐震補強工事とかあるいは耐震調査とか、それとか民間の家でも耐震補強の補助金ですか、そういうような形で積極的にやっておられますねんけども、もしかそういう大地震ちゅうんですか、そういうようなことが起こればですね、そこに住んでおられる方が、まず、その調査も行われてないと。もう今現在見ても、やはりこの耐震、地震に耐えられるような建物ではないのではないかなちゅうふうに思いますねんけど、そのときにですね、町の責任問題ちゅうんですか、それについてどういうふうな、弁護士さんは何しておられるんか、それ、ちょっと聞かせてもらいたいなと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 11月19日の、委員おっしゃっていただいております事前委員会でも同様のご質問をいただきまして、そのときに副町長のほうからご答弁をさせていただいておりますけれども、今日まで、対象の住宅につきましては移転のほうを促してまいったところでございますが、現状、なかなか移転をしていただけないというところでございます。

そういった状況の中で、もしも被害が出た場合ということでございますけれども、町といたしましては一応、耐震改修というのはなかなか難しい状況でございますので、耐震性のある住宅への移転を促しておりますことから、もしそういった場合には、町として責任は、一応、移転の促進ということで、もしもそれで訴えられたりした場合は、その裁判を受けていかざるを得ないのではないかとということで前回ご答弁をさせていただいたというふうに認識しております。

木田委員　　そうしたらね、何も書類の交換ちゅうんですか、そういうのがなかったも、一応今まで町としてはそういうことを推進してきたからもうそれでええんかなっちゅうふうな、そんな感じでよろしいんですかな。

　　やっぱりそういうふうな何をできるだけ早いこと。結局は家賃だけの問題やと思いますのでね。なんかこの解決策がないんかなと思いますねんけど。やっぱりこう、このごろ何でも裁判になってですね、そして長期にわたる裁判の結果、そんなんもう何十年とか経ってからまた出てきても、それも先見たらやっぱり心配もあるから、できるだけやっぱりそういうふうな何で、責任ちゅうんですか、その存在をどこに持っていかかというのは大事やと、私はそういうふうにするねんけども、今、部長言わはったんでは、一応はそういうことを相手に通知、通知ちゅうんですか、それしたあるからまあ大丈夫ではないかと。まあそれは訴訟されたときには考えていくと言うてはるねんけど、それでいいんかな、どうかなっちゅう、私が勝手に心配しているのかわからんけども、そういう心配があるねんけど、それは大丈夫ですかね。

委員長　　小城町長。

町　長　　今、全委員会的时候も、池田副町長とか、あるいはまた今、藤川部長から言いましたように、やっぱりこの町営住宅はもう危ないですよと言うて別のところに替わってくださいと、これはもうやっぱり申し出ているわけですから、やっぱりそれは受けていただくということがなかったら、いやもうここで住むわと言ったところで、やっぱりもう改修等はできませんから。やっぱりそういう点について先方がですね、何年もお願いをしている中でございますけれども、いや、わしはあかんという中で、もうどうもできませんから、これはもう結果的に裁判になったらなつたでやっぱり対応していかざるを得ないと思っています。

委員長　　ほかにございせんでしょうか。　小野委員。

小野委員

そしたら、今居住されている方とは賃貸契約は継続していると、当然ね。町としてはそういう計画でもう老朽化していると。建物ある限りまだ用途廃止してないという状態やし、また、町としてもすぐに用途廃止しないのは、災害者の受入れをほかの自治体から頼まれた場合ね、そういうこともあるので、あえてそれを残しておくということも必要だと、行政としてね。そういう形でしておられると思いますねんけどね。今、その方とね、賃貸借続けているということが、もしこの裁判のときにね、その契約があるということは、やはりこちらとしてもその建物を使ってもらっている限り耐震構造に変えないかんやろうし、また、なぜその用途廃止間近の建物っちゅうんですか、もうそこへは。あれはストック計画というものがあってですね、集合住宅を全部建設して行って、その中で、そこへ転居してもらいたいけど、先ほど同僚委員が言うているように、家賃の問題等で、今住んでおられる方がそのまま住んでおられる。そういう状態でもし事故が起きた場合に、やはり裁判ではこちらのほうの過失ちゅうんか、賃貸契約がある限りね、責任問題があるように思うんですけど、弁護士さんはその点はどのように判断しておられるんかなと思うんです。前の委員会で弁護士さんと相談しますということでしたんで、その弁護士さんの考え方、まあそれは裁判にならなわからへんけどね、基本的にはそういうことから考えて行って、判例、事例等、どこまで把握しておられるのか、もし言えるものやったら言うてほしいと思います。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設  
部長

今、ご質問いただきました弁護士への相談ということですが、担当課のほうから弁護士にも相談をさせていただいております。先ほど申しましたように、今日まで移転のほう、促しているということと、それと、基本的に弁護士さんからの答えといたしましては、天災による、地震ですね、天災による倒壊によつての被害ということにつきましては、町のほうには直接責任というのはいないと。

契約はもちろんしておりますけれども、結局、被害は天災、地震ですから天災によって被害が発生するわけですけれども、これに関しては町のほうの責任は問われないということで、弁護士さんのほうからはお答えをいただいているところでございます。

小野委員 先ほど、同僚委員言うてはるように質問、公共の建物、それで耐震、まあ言うたらそこらの補強もせずに貸していたという行為については、弁護士さんはどのように話ししておられますか。もうそんなね、天災ってということでね、地震とかで崩壊したというのじゃなくて、その程度にもよりますわね。もう少し耐震さえしてあれば倒壊しなかったんやろうということでなった場合、公共の建物やということから、その建物をその耐震構造に改良しなかったという責任はどうなんですか。

都市建設  
部長 すみません。私、先ほど、地震による被害ということで申しておりますけれども、古い建物でございまして、自然に朽ちていった状態で倒れてしまったという現象のときの責任につきましてはですね、申し訳ございません、ちょっと弁護士にはそこまでちょっと確認はできておりませんので、再度確認をさせていただきたいと思えます。

小野委員 そういう災害でのこれはいろいろなことで、前例が、強いとかあれとか、まあ自然に朽ちるといふ、自然という形がどんな形なんかということもあるしね。やはり私はそこで賃貸借している限りね、その建物の持ち主、これ民間でも一緒ですよ、やっぱり補強しなければいけないかなど、そういう観点からのことで、私は心配しているんですよ。だから、今の状態がどうなのかどうか知りませんが、替わっていってもらおうと、そういうことを促しているだけでは、もし、天災、まあ突風とかまた、やっぱり朽ちてしまう可能性が多いような状態になっている建物をね、賃貸借しているということに対して、行政としてどうなのかなということなんです。だからまあその点も煮詰めてもうといたほうがいいのかなど。



それと、早く替わってもらうのが一番よろしいです、町長今言うてはるように。そやけどそうするためにはどうということが考えられるのか検討しておられますか。

委員長

池田副町長。

副町長

もう今までから、町営住宅、空き出ましたら替わってくださいと言うております。それでその方は、もう、いや、ここで、近所に知り合いおるからここにいたいと言うておられます。それ以上言えない。もう民間でも一緒なんですよ。古いアパート、例えばもう、場所は指定しませんが、あります。もう昭和30年代に建ったアパートあります。そこでも出ていってくれと、仮にそこへ出ていってくれと言っておられます。災害起きますわね、もう出ていってくれと言うているのに、いや、俺ここに住みたい、それで落ちた。これはもう絶対、家主には責任は及ばないようになっております。というのは、この方も耐震でないことを承知で住んでおられますんで、自分も承知で住んでおられますので。それはもう絶対に家主には及ばさないということになっております。

それで今、どうすんねやと言わはったら、これはもうやっぱり空いたらその都度、ここあきましたと言うてご連絡させていただいておりますので。それにつきましては。それでもやっぱりここで住みたいと言っておられますんで。そういう状況ですので、やはりその本人さんのやっぱり意思、もう強制的にね、もう出ていってくれと、ここへ、というのもあれですので、やはりその方もいろいろ家庭の事情もございまして、非常に難しい面。それでその方がそこで承知で住んでおられるということです。

それで、木田委員がご心配いただいているのは、裁判になったら町のことを思って心配していただいておりますんで、これが文書まで、この契約書ですわね、もうこんな責任は負いません、そういう契約が必要かどうかなどについてもまた研究をさせていただきますので、ご心配いただきましてありがとうございます。

小野委員　そこがポイントになってくるんやろうね。私はね、一応賃貸借という契約がある限りね、貸すというものに対しての、どう言うんですかね、責任があるっちゅうのも見てるんやけど、それを替わってもらいたいということを意思表示しているということ、その意思表示するのに、先ほど同僚委員も言うてたけど、何か文書でもということね。だから町としてはこの建物はもう、どう言うんですか、用途廃止っていうんですかね、町営住宅のね。その手続きをおっていますのでというような、そういうことはできないのかね。

副町長　用途廃止はその建物がなくなった状態でさせていただきますんで、やっぱり入っておられますんで、その方がやはり町民ということで今住んでおられて、仮にそこでの占領権と言うたらあれですけども、それもありますんで、住んでおられる限りは用途廃止できないということで、ご理解をいただきたいと思います。

用途廃止したいということでは、向こうへは言うておりますので。これはもう更地にしたいと、それで替わってくれと、それは言うていますが、住んでおられる限りは用途廃止はできません。それはもうご理解をいただきたいと思います。

小野委員　そこなんですよ。もちろんね、建物があるのに用途廃止せえとかそんなんは言うてないです。

そのことは口頭で言うておられるんですか。例えばストック計画、それでここは何年までに用途廃止ということに計画ではなっています、そのために建て替えやっています。そういうのを計画書を向こうへ渡しているとか、そういうことはやっているのか、そこまでせんでええのかな。

委員長　川端建設課長。

建設課長　前回のストック計画においてもその説明はさせてもらっているんです

けど、文書までというのは渡していないし、そやけど賃貸に関しての契約は前のままです、その中での口頭のみという形で現在はさせてもらっています。

小野委員　そしたら、なんとかそこへ替わってもらおうということしかないということですか。だから、言葉的にはあれやけど、やっぱりそれは町としては、町のそういう計画に乗ってもらえないという判断でよろしいんですかね。

建設課長　今のところはそういう判断となります。それで、先ほど文書ということもありましたんで、それも含めてちょっと弁護士さんと相談してもうて、文書やと確定になってしまいますんで、もう動かんやったら動かんとなってしまいますんで、それも含めてちょっと研究させてもらいたいと思います。

委員長　ほかにございませんでしょうか。　中川委員。

中川委員　関連するような質問やねんけどね。高塚町の住宅の近所の方が、なんであんな町の住宅置いてまんのって言わはって、聞いたらなんか1軒入ってはりまんのかな、高塚町。その入ってはる方の所有する家が近所にあるやんかって言わはる人いはるねんけど、そこらの確認してはるのかな。

委員長　川端建設課長。

建設課長　一応、今ちょっと年数は忘れちゃったけど、そういう内容も、家もあると。まあ家というかどうか。多分現状は水道も何も全然引き込まれてない、台所も使われていないような状態、使えない状態の家のような感じねんけど、そういうのが隣というかちょっと近所にあるとは聞いて、まあそれは確認はしてますねんけど、その中でもちょっと早く動いて、それ

ならそっち、そこで住めないという状況らしいですんで、それを、何回もちよっと交渉はさせてもらってますねんけど、今後ともちよっと交渉してなんとか移転してもらおうような形で進めております。

中川委員 それと、今残っているその平屋の木造住宅って、家賃っていくらでんの。家賃わからへんのけ。

建設課長 ちよっと今、なかって。約2千円、月2千円程度の家賃です。

中川委員 そんなん一律でっしゃろ。所得も関係ないのに家賃も、ぐらいつて。まあ見といてくれはったらええけど。

それがね、そういうような1,800円や2,000円の家賃やからね、出て行かはらへんっていう理由の1つや思うねん。それもね、今建てている住宅の人は最低なんぼ、所得に応じてなんぼになりますよということをしてんねんからね、それに近づけていくという形にしたら皆ええところ移らはりませ。気に入らんかったら。そこらもまあ考えといてください。一応、提案ですわ。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

( 午前9時46分 閉会 )